

横浜市ホームレス自立支援施設の指定管理者の指定に関する要綱

制定 平成 17 年 7 月 8 日 福保第 1066 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市ホームレス自立支援施設条例第 3 条に規定する横浜市ホームレス自立支援施設はまかせ（以下「自立支援施設」という。）の指定管理者の指定を公平かつ適正に実施するための手続を定める。

（募集）

第 2 条 市長は、指定管理者を公募するときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

- （1） 自立支援施設の概要
- （2） 応募の資格
- （3） 申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）
- （4） 選定の基準及び手順
- （5） 管理の基準
- （6） 管理業務の範囲及び具体的内容
- （7） 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- （8） 申請に必要な書類の内容
- （9） その他福祉局長が必要と認める事項

（申請）

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は次に掲げる書類を、申請期間内に市長に提出しなければならない。

- （1） 横浜市ホームレス自立支援施設条例施行規則第 3 条に定める指定申請書
- （2） 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- （3） 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- （4） 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度、前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- （5） 自立支援施設についての事業計画書
- （6） 自立支援施設の管理に関する業務の収支予算書
- （7） 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体等の概要がわかるもの
- （8） 前各号に掲げるもののほか、福祉局長が必要と認める書類

（指定管理者の選定基準）

第 4 条 市長は、前条の申請を行った団体（以下「申請団体」という。）のうちから、別に定める業務の基準を達成し、かつ、次に掲げる選定の基準に照らし、自立支援施設の管理を行うに最も適当と認める申請団体を指定管理者の候補団体（以下「指定候補団体」という。）として選定するものとする。

- （1） 横浜市のホームレスの自立支援に関する施策の方針を理解し、ホームレスに対し生活指導や就業支援等を行い、その自立を支援する等、自立支援施設の設置目的に基づく運営が図られていること。
- （2） 自立支援施設が設置されている地域の実情等を把握し、適切かつ公平に、利用者の個々の実情に合った自立支援のための事業が実施できること。
- （3） 施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- （4） 指定期間中、安定した管理を行うことのできる実績及び能力を有していること。

2 市長は、前項の選定にあつては、次条に定める横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(指定管理者選定委員会)

第5条 市長は指定管理者の選定にあたって意見を聴くため、あらかじめ横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会は5人以内の委員をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(選定結果の通知)

第6条 市長は、第4条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請団体に通知するものとする。

(再度の選定)

第7条 市長は、前条の規定による通知をした後、指定候補団体を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じ、指定候補団体を選定し直す必要が生じたときは、指定候補団体となった団体を除く申請団体から、再度第4条の規定により指定候補団体を選定するものとする。

(選定結果の報告)

第8条 市長は、指定候補団体を選定したときは、直ちに指定管理者の指定議案を議会へ提出する手続きをとるものとする。

(協定の締結)

第9条 指定候補団体は、指定管理者の指定を受けたときは、市長と自立支援施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 利用の許可等に関する事項
- (3) 第3条第5号の事業計画書に記載された事項
- (4) 本市が支払うべき経費に関する事項
- (5) 管理業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 利用状況及び事業報告に関する事項
- (7) 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- (8) その他福祉局長が必要と認める事項

(指定の取消等)

第10条 市長は、次に掲げる場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者の管理業務又は経理状況に関する報告若しくは実地調査に基づく必要な指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者による管理を継続することが適当ではないと認めるとき。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し、必要な事項は福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月8日から施行する。